

市長メッセージ

18歳以下の児童がいる子育て世帯への臨時特別給付金の支給方法について

令和3年12月16日

市民の皆さん、市長の徳永繁樹です。

本日は、18歳以下の児童がいる子育て世帯への臨時特別給付金の支給方法について、今治市の対応方針をお示しさせていただきます。

子育て世帯への臨時特別給付金については、今治市では、児童お1人につき10万円を今月23日から現金で一括給付する予定とさせていただきます。

ご承知のように国においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するため、18歳以下のお子さんのいるご家庭に対し、年内に現金5万円を先行給付し、さらに来年春を目指し、原則5万円相当のクーポンを支給する方針を打ち出しておりました。

しかしながら、私のもとには子育て世代の保護者の方々から、「長引くコロナ禍で生活に困っている。」「現金で早く支給してもらいたい。」「使用用途の限られたクーポンでは本当に子育てに必要な用品が購入できない。」といった現金給付を望む数多くの切実な声が寄せられておりました。

12月13日の衆議院予算委員会で総理から、条件を付けず、自治体の判断で年内の現金一括給付を容認する方針が示されたこと

から、本市においても現金10万円をまとめて支給する方針を固めたところでございます。

これに伴い、本市では早急に支給に関連する約22億円の補正予算を取りまとめ、12月定例会市議会最終日に提出することとしております。

対象となる児童生徒の数は、約2万2,000人を見込んでおり、まずは中学生までの児童生徒を養育し、令和3年9月分の児童手当を受給し所得要件を満たしている世帯に対し、児童手当支給のシステムを活用し、12月23日に口座に振り込み、年内にお届けしたいと思っています。

なお、これらの世帯に高校生の兄姉(きょうだい)がおられる場合には、併せて12月23日に振り込み予定としております。

また、お子さんが高校生の世代のみ、及び公務員の方は、申請が必要となります。現在申請案内をお送りする準備を進めておりますので、届きましたら期限までに申請をお願いします。

今年は、3月に始まった感染の第4波、そして7月にはさらに感染力の強いデルタ株の感染の第5波と新型コロナウイルス感染症との戦いでありました。

市民の皆さんの感染予防対策、感染回避行動、そして医療従事者のご尽力、ワクチン接種へ様々なご支援をいただいたおかげで、現在は落ち着きを取り戻しておりますが、市民の皆さま、とりわけ子育て世代の皆さまにとりましては大変厳しい、そして苦しい一年であったかと思えます。

これから年末年始、或いは卒業・入学シーズンを迎えるにあたり、
一日も早く給付金をお届けできますよう、スピード感を持って進めて
まいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。